

15監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定による監査の結果について、措置を講じた旨の通知を受けたので、次のとおり公表する。

平成15年1月30日

福岡市監査委員 福 田 康 男
同 同 大 石 宏 司
同 同 高 橋 野 和 寛
同 同 上 野 様

[監査結果に対する措置通知文]

総人第1454号
平成15年1月7日

福岡市監査委員 福 田 康 男 様
同 同 大 石 宏 司 様
同 同 高 橋 野 和 寛 様

福岡市長 山 崎 広太郎

出資団体及び財政援助団体の監査結果に対する措置について

地方自治法第199条第7項の規定による監査の結果について、措置を講じたので下記のとおり通知します。

平成14年5月2日報告分(福岡市公報平成14年5月2日第4972号(別冊)公表分)

(出資団体監査)

1 財団法人福岡市市民福祉サービス公社

【指摘事項】

ア 支出事務について注意を求めるもの

平成12年度の支出事務において、委託業務等の完了検査終了後、委託料金の支払いに長期の日数を要していたもの及び報償費の支払いに長期の日数を要していたものがあつた。

今後、支払事務については、速やかに事務処理をされるよう、十分注意されたい。

【講じた措置】

支払い状況等執行管理を徹底し、債権者との連絡を迅速に行い、支払い事務について速やかに行うよう徹底した。

2 財団法人福岡市くらしの環境財団(旧財団法人福岡市環境衛生公社)

【指摘事項】

ア 事業系ごみ(一般廃棄物)処理手数料の徴収事務について事務の効率化を求めるもの

指定地域内の事業者との契約に基づく事業系ごみ(一般廃棄物)処理手数料の徴収事務については、現在、集金人による集金制及び振込制にて行われている。

徴収事務の効率化及び事業者の負担軽減を目的として自動口座振替により行うよう検討されたい。

【講じた措置】

自動口座振替制度の導入について検討を行うこととした。

【指摘事項】

イ 退職給与引当金等について適正な計上を求めるもの

退職給与引当金については、企業会計では、平成12年4月1日から開始する事業年度から新しい退職給付会計基準を適用することになっており、公益法人においても同基準を適用することが適切だと考えられる。しかしながら、同基準を用いず、法人税法で定める累積限度額基準に基づき計上していた。また、退職給与引当金とは別に、特別退職給与引当金を計上しているが、計上基準が明確でなく、退職給与引当金と特別退職給与引当金を合算した額は、退職給付会計基準により計上すべき引当金の額を大きく上回っていた。

退職給与引当金については、退職給付会計基準に基づき適正な計上をされたい。

また、役員災害補償引当金、社屋建設引当金を計上しているが、引当金の要件には該当しないと思われるので、計上について見直しを検討されたい。

【講じた措置】

退職給与引当金については、退職給付会計基準に基づき引当金と同額を退職給与引当資産として平成14年度中に導入することとした。

また、特別退職給与引当金、役員災害補償引当金及び社屋建設引当金については取り崩して、公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針に基づき算出根拠を明確にして、将来の特定の支払いに充てる引当資産等として平成14年度中に特定預金として計上することとした。

3 財団法人博多駅地区土地地区画整理記念会館

【指摘事項】

ア 決算事務について適正な事務処理を求めるもの

平成12年度決算事務において、有価証券の貸借対照表価額が、取得原価でなく額面金額により計上されていた。

有価証券の評価については、公益法人会計基準に則り適正な事務処理をされたい。

【講じた措置】

有価証券の評価については、公益法人会計基準に基づき事務手続きを適正に改めた。

4 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会

(事務監査)

【指摘事項】

ア 支出事務及び物品管理事務について適正な事務処理を求めるもの

物品のうち、10,000円以上のものについては、支出科目器具備品費で購入し、物品出納簿で管理しなければならない。しかしながら、器具備品費で購入すべき物品を原材料費で購入しているものがあり、原材料費で購入した物品については管理をしていなかった。

適正な支出科目となっていないのは、予算が実態に即していないためであり、各科目への配分を見直すとともに、物品管理事務については、会計処理規程等に基づき適正な事務処理をされたい。

(総務課，公園管理課，東平尾公園管理事務所)

【講じた措置】

物品購入については、平成15年度から適正な予算科目を設けることとした。また、物品管理事務については、「物品処理要領」に基づき適正な事務処理を行うよう各所属長に対し、周知徹底を図った。

(工事監査)

ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 平成12年度「愛宕浜緑道公園灯整備工事」

(契約金額 11万250円)

「産業廃棄物処理に関する運用基準」では、建設工事産業廃棄物の適正な処理を行うために処分料、運搬費を設計計上することとなっているがなされていなかった。

今後は、十分注意し基準に基づき、適正な設計積算を図られたい。

(公園・街路樹維持課)

【講じた措置】

工事の設計積算において、建設工事産業廃棄物の適正な処理を行うため、「産業廃棄物処理に関する運用基準」に基づき、処分量、運搬費の設計計上を行うよう所属職員に対し、研修を行い、周知徹底を図った。

イ 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 平成12年度「平成12年度東区公園等遊具修繕」

(契約金額 1,643万2,500円)

本件修繕において撤去した、建設工事廃材産業廃棄物の、適正な処理を確認するために必要な積込・運搬・処分状況写真が撮影添付されていなかった。また処理費の設計計上もなされていなかった。

今後は、「土木工事施工管理基準」を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(公園・街路樹維持課)

また、次の修繕においても同様な事例が認められた。

(イ) 平成11年度「黒門川緑道流水施設修繕」

(契約金額 273万円)

(ウ) 平成12年度「平成12年度南区遊具等修繕その2」

(契約金額 1,029万円)

【講じた措置】

工事の設計積算及び施工管理については、建設工事廃材産業廃棄物の適正な処理を行うため、「産業廃棄物処理に関する運用基準」に基づき設計積算及び施工管理を行うよう所属職員に対し、研修を行い、周知徹底を図った。

状況写真の撮影添付については、「土木工事施工管理基準」に基づき撮影添付を行うよう、請負者へ指導を徹底する旨、所属職員に周知徹底を図った。

ウ 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 平成11年度「統合財団本部事務所改装業務委託」

(契約金額 160万6,500円)

a 「建築工事積算基準・同解説」によると、見積もりを徴収する場合は原則として3社以上とすることとなっているが、パーテーションの単価を1社のみの見積単価で設計計上していた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

b 本業務委託は、事務所改装に伴う間仕切り改造工事であり「建築工事諸基準」に基づく改造工事のかし担保期間の設定がなされていなかった。

今後は、基準を遵守し、適正な担保期間の設定を図られたい。

(森と緑課)

【講じた措置】

工事の設計積算及び契約事務における見積もりの徴収及びかし担保期間の設定については、「建築工事積算基準・同解説」及び「建築工事諸基準」に基づき適正に処理するよう所属職員に対し、研修を行い、周知徹底を図った。

【指摘事項】

(イ) 平成12年度「舞鶴公園水路浚渫工事」

(契約金額 399万円)

- a 本件水路浚渫工事の積算において、強力吸引車2台を設計計上していたが、緊急性・現場条件・工期・施工実績量等からすれば、強力吸引車2台による施工の必要性の根拠がなく、揚泥車又は強力吸引車1台による設計施工が十分可能であった。

今後は、工事規模、施工条件等を考慮した工法及び経済比較等を基にした設計積算を図られたい。

- b 建設業退職金共済掛金収納書が提出添付されていなかった。

今後は、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(公園管理課)

【講じた措置】

工事の設計積算については、規模及び施工条件を考慮した工法及び経済比較等を基に、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し、研修を行い、周知徹底を図るとともに、建設業退職金共済掛金収納書の提出については、請負者に対して指導を行うよう所属職員に対して周知徹底を図った。

エ 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 平成11年度「市営築港駐車場改修工事」

(契約金額 183万7,500円)

- a 「建築工事写真撮影の手引き」によると、内装材等の撤去により発生した産業廃棄物は、処分先及び、処分状況を明確にするため処分状況写真を撮影することとなっているが、既存の木製壁下地等撤去後の廃材処分において工事記録写真が撮影されていなかった。

今後は、規定を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

- b 「建築工事諸基準」では、改造工事のかし担保期間は1年と規定されているが、本件工事の契約において、0.5年と設定されていた。

今後は、基準を遵守し、適正な担保期間の設定を図られたい。

(事業課)

【講じた措置】

工事の施工管理については、「建築工事写真撮影の手引き」に基づき、産業廃棄物処分状況の工事記録写真の撮影を行うよう、請負者への指導の徹底について所属職員に対し、周知徹底を図るとともに、工事の担保期間の設定については、「建築工事諸基準」に基づき、適正な設定を図るよう所属職員に対し、研修を行い、周知徹底を図った。

オ 設計積算、施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(イ) 平成11年度「単価契約公園等維持修繕(公園灯修繕)その2」

(契約金額 772万7,706円)

- a 公園灯修繕を「単価契約」とし、年間を通して指令書により修繕が実施されているが、これを施行するために必要な、根拠理由となる方針決定決裁書

がなかった。

今後については、早急に検討し適正な処理を図られたい。

- b 修繕施工中の安全に関する研修・安全訓練等について、これの実を確認する為に必要な実施状況写真が撮影添付されていなかった。

今後は、施工中における安全管理の実施及び確認に十分注意するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

- c 「産業廃棄物処理に関する運用基準」では、建設工事産業廃棄物の適正な処理を行うために処分料、運搬費を設計計上することとなっているがなされていなかった。

今後は、十分注意し基準に基づき、適正な設計積算を図られたい。

(公園・街路樹維持課)

【講じた措置】

- a 単価契約により施行するために必要な方針決定決裁を行った。
- b 施工中における安全管理の実施及び実施状況写真の撮影、添付については、請負者に対して確実に指導するよう所属職員に周知徹底を図った。
- c 建設工事産業廃棄物の適正な処理については、「産業廃棄物処理に関する運用基準」に基づき設計積算を行うよう所属職員に対し、研修を行い、周知徹底を図った。

5 財団法人福岡市施設整備公社

(事務監査)

【指摘事項】

- ア 契約事務について適正な事務処理を求めるもの

契約事務において、次のような事例が認められたので、適正な事務処理をされたい。

(ア) 物品の納入その他の給付が完了したときは、検査を行わなければならない。しかしながら、賃貸借契約等において完了検査が行われていないものが見受けられた。検査は確実に行われたい。

(イ) 単価契約においては、納入指令書により、需要の都度、物品の納入数量、納入場所及び納期等について指示しなければならない。しかしながら、指示を口頭で行っており、そのため、適正な完了検査が行われなまま、支出事務がなされていた。納入指令書により指示をされたい。

【講じた措置】

(ア) 賃貸借契約等の完了検査については、書類による検査を確実にを行うよう所属職員に対して周知徹底を図った。

(イ) 単価契約においては、納入指令書により指示を確実にを行うよう所属職員に対して周知徹底を図った。

【指摘事項】

- イ 資金の範囲について適切な取扱を求めるもの

預金のうち、特定の目的のために保有している預金(特定預金)は、一般の支払資金とは別個のものであるから、資金の範囲に含めるべきではない。しかしながら、決算書の注記において、特定預金を資金の範囲に含めた記述がなされていた。

資金の範囲の決定について、公益法人会計基準に則り適切な取扱をされたい。

【講じた措置】

決算書の注記において記載している資金の範囲の決定については、今後は公益法人会計基準に則って行うこととした。

【指摘事項】

- ウ 源泉徴収税額の納付について適正な事務処理を求めるもの

源泉徴収税額については、徴収月の翌月10日までに納付をしなければならない。しかしながら、平成13年7月分賞与にかかる所得税について、平成14年1月に12月分と併せて納入していた。また、1月に納入する際、年末調整にかかる還付額を差し引くことなく納入していたため、納入額が過大となっていた。

源泉徴収税額の還付について、適正な事務処理を行うとともに、今後、納付の遅滞や額を誤らないよう注意されたい。

【講じた措置】

納入過大となっていた源泉徴収額については、速やかに還付請求を行った。今後は適正な事務処理を行うよう所属職員に対して周知徹底を図った。

(工事監査)

ア 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 平成12年度「金山小学校下水道直結工事」

(契約金額 1,260万円)

「建築機械設備工事記録写真作成手引」では、排水管の埋設についてはその深さが確認できるような施工状況写真を、撮影添付することとなっているが、本件工事においてなされていなかった。

今後は、基準を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(施設課)

【講じた措置】

施工状況写真の撮影については、「建築機械設備工事記録写真作成手引」の撮影基準を遵守するよう所属職員に再確認させるとともに、請負者への指導を徹底するよう所属職員に対して周知徹底を図った。

【指摘事項】

(イ) 平成12年度「背振少年自然の家污水处理施設ポンプ等取り替え」

(契約金額 206万8,443円)

「労働安全衛生法施行令」においては、汚泥槽内の作業を行う場合は酸欠事故防止のための酸素濃度測定を行わなければならないことになっているが、その実施状況の写真が撮影添付されていなかった。

今後は、基準を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(施設課)

【講じた措置】

「労働安全衛生法施行令」の遵守について、請負者への指導を徹底するよう所属職員に対して周知徹底を図った。

6 博多港ふ頭株式会社

【指摘事項】

ア 決算事務等について適正な事務処理を求めるもの

減価償却や未払金等の計上額に誤りがみられたので、是正処理を行うとともに、今後の事務処理については、正確を期されたい。

(ア) 償却資産の減価償却において、償却可能限度額は有形減価償却資産については、その取得価額の95%相当額とされているが、95%を超えて減価償却を行っているものが見受けられた。

(イ) 月次の残高試算表において、当月残高と翌月の前月繰越額が一致しないものがあった。これは、システム上遡及して処理ができるため、月次試算表の作成後に更正を行ったことによるものであるが、帳簿はその都度確実に締めるようにされたい。

(ウ) 未払金について

a 平成12年度決算で計上されている未払金について、振替処理の漏れや2重計上等により、計上額が過大となっていた。

b 平成12年度決算で未払金として計上されている支払期日前の借入金利息について、期間計算を誤り、計上額が過大となっていた。

(I) 決算整理において、振替伝票等が作成されておらず、また、更正後の勘定票(総勘定元帳)が打ち出されていない事例が見受けられた。伝票は必ず作成し、また、更正後の勘定票を帳簿として整理されたい。

【講じた措置】

(ア) 減価償却費の超過分については、平成13年度決算で期末残存簿価5%に修正した。

(イ) 今後は残高の不一致が無いように、月次の残高試算表については、その都度確実に締めを行うこととした。

(ウ) 未払金の2重計上及び振替処理の漏れ、支払期日前の借入金利息についての期間計算誤りについては、平成13年度決算において修正を行った。

(I) 決算整理については、振替伝票の作製、総勘定元帳の打ち出しを行い、更生後の勘定票を帳簿として整理した。

8 財団法人学校給食公社

【指摘事項】

ア 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

委託契約の設計書は、委託業務の内容を示すものであるとともに、契約予定額が適正であるかどうかを判断する基礎となる設計金額を算定するものであり、適正な数量、単価により作成する必要がある。しかしながら、平成12年度「一般廃棄物処理業務委託契約」において、福岡市立学校給食センター有田支所の一日当たりのごみ収集見込み量を実際より増量することにより、設計金額を増額しているものがあった。

設計書の作成に当たっては、今後十分に注意されたい。

【講じた措置】

今後は適正な設計金額で算定し、契約を締結することとした。

(財政援助団体及び公の施設管理受託団体監査)

1 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

【指摘事項】

ア 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

入札に当たって相手方に示す設計書等は、当該契約に必要な経費を算定する資料となるものであるため、数量及び具体的な業務内容等を明確かつ正確に記載しておく必要がある。また、契約の履行確認は、契約書、仕様書及び設計書等の関係書類に基づいて行わなければならないが、平成12年度「福岡市社会福祉プラザ消防設備保守点検業務委託」において、次のような事例が認められた。

今後、委託契約事務における設計書等の作成及び履行確認に当たっては、十分注意されたい。

(ア) 点検の対象となる機器類等の数量が、設計書と受託者から提出された報告書で異なっているものがあった。

(イ) 設計書で指示する点検の一部について、受託者から提出された報告書に記載がないにも係わらず、履行確認を行っていた。

【講じた措置】

(ア) 今後は、委託契約事務における設計書の作成に当たっては、数量の誤りが無いよう所属職員に対して厳重注意を行った。

(イ) 点検実施の旨は口頭報告を受けていたため、受託者に指示し、報告書に記載す

るよう改めた。